

# 認定職業訓練実施奨励金の支給申請のご案内

求職者支援訓練が円滑かつ効果的に実施されるよう、訓練実施機関に対して、下記の認定職業訓練実施奨励金を支給します。

**(a) 認定職業訓練実施基本奨励金 [基本奨励金]**

→ 2ページ参照

**(b) 認定職業訓練実施付加奨励金 [付加奨励金]**

→ 3ページ参照

**(c) 訓練施設内保育実施奨励金 [保育奨励金] ※**

※ 託児サービス付きの訓練コースの場合のみ支給

→ 4ページ参照

## 各奨励金の支給申請期間を記入しておきましょう

(a) 基本奨励金 (2回目)	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
(b) 付加奨励金	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
(c) 保育奨励金 (2回目)	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

**注) 期間内に支給申請をしないと奨励金は受給できません。**  
支給申請日をお間違えないようご注意ください。

## 支給対象について

- 認定職業訓練実施奨励金は、厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を適切に行い、かつ、支給要件を満たす訓練実施機関に対して、訓練実施後に支給します。
- 求職者支援訓練が「基礎コース」か「実践コース」かによって、受給できる奨励金が異なります。
  - ・「**基礎コース**」の場合 → **(a) 基本奨励金** の支給を申請できます。
  - ・「**実践コース**」の場合 → **(a) 基本奨励金** と **(b) 付加奨励金** の支給を申請できます。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、奨励金の全部または一部を支給しません。
  - ・労働保険料の納付の状況が著しく不適切であったり、過去に偽りその他不正の行為により認定職業訓練実施奨励金の支給を受けた（または受けようとした）ことがある場合
  - ・過去5年以内（平成31年3月31日以前に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受けた（または受けようとした）ことがある場合については過去3年以内）に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受けた（または受けようとした）ことがある場合
  - ・求職者支援訓練と同一の事業に関して、国から委託費等を受けている（または受ける予定である）場合
  - ・求職者支援訓練を適切に行ったとは認められない場合
  - ・上記のほか、認定職業訓練実施奨励金を不支給とするに足る不正が確認された場合

### 注意

不正受給※であることが判明した場合、不正に関する訓練コース、および、そのコースの開始後に開始された全てのコースについて、不支給または支給を取り消すこととし、既に奨励金を支払った場合は、その全額を返還していただきます。

さらに詐欺、脅迫、贈賄等刑法に触れる行為があった場合、刑事告発をすることがあります。

※ 不正受給：偽りその他の不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。

## 支給単位期間について

- 認定職業訓練実施奨励金の支給期間は、訓練の開始から終了までの訓練期間全体ですが、支給額を算定する際は、**訓練期間を1か月単位で区切った「支給単位期間」(※)**を用います。
- 「支給単位期間」が28日以上か28日未満かで、奨励金の算定方法が異なりますのでご注意ください。

### (※) 支給単位期間とは

「支給単位期間」とは、『訓練の開始日または各月においてその日に相当する日（訓練期間内に相当日がない月の場合は、末日）〔開始相当日〕』から、『各翌月の開始当日の前日（訓練終了日の属する月の場合は、訓練終了日）。ただし、中途退校者については、訓練の受講を取りやめた日』までの各期間に区分した場合の期間をいいます。

#### 【例】3か月訓練の場合 → (支給単位期間は) 3単位期間

1 単位期間		1 単位期間		1 単位期間	
平成26.7.25 訓練開始日	8.24	8.25 開始当日	9.24	9.25 開始当日	10.24 訓練終了日

# (a) 基本奨励金について

## 支給要件

求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関に支給します。

## 支給時期・支給額

基本奨励金は、「**基本奨励金支給対象期間※**」ごとに支給します。  
訓練実施機関が希望する場合は、**訓練終了後の一括支給も可能です。**

※「基本奨励金支給対象期間」とは、連続する3支給単位期間のことをいいます  
(訓練終了日を含む最終支給対象期間は、2支給単位期間または1支給単位期間になることもあります)。

**支給額の算定式** 支給額は、以下の算定式により算出された金額の合計額です。

	<b>基礎コース</b>	受講者数 (*) × 6万円 × 支給単位期間数
	<b>実践コース</b>	受講者数 (*) × 5万円 × 支給単位期間数
	<b>基礎コース</b>	受講者数 (*) × 3,000円 × 訓練実施日数 (上限6万円)
	<b>実践コース</b>	受講者数 (*) × 2,500円 × 訓練実施日数 (上限5万円)

### 中途退校者の場合

支給単位期間の途中(28日未満)で受講を取りやめた受講者については、退校日を含む支給単位期間の支給額は、以下の算定式により算出します。

➤ 支給額 = 【基礎】 3,000円※ または 【実践】 2,500円 × 取りやめた日までの訓練実施日数

●実践コースのうち「**震災特例コース**」の場合、基本奨励金の支給額の算定式は下記を用います。

➤ 支給額 = 受講者数 (\*) × 12万円

ただし、**中途退校者**については、

➤ 支給額 = 受講者数 (\*) × 12万円 ×  $\frac{\text{取りやめた日までの訓練実施日数}}{\text{全訓練実施日数}}$

### (\*) 基本奨励金における受講者数

- ▶ ここでいう「**受講者数**」とは、各支給単位期間における「**受講者数の合計数**」です。
- ▶ 基本奨励金支給対象期間(一括申請の場合は全ての支給単位期間。以下同じ。)を通算して、**出席率80%以上の者**(基本奨励金支給対象期間中に訓練の受講を取りやめた者については、基本奨励金支給対象期間中の訓練の受講を取りやめた日までの通算出席率80%以上の者)に限ります。
- ▶ ただし、基本奨励金支給対象期間において出席率が80%未満の受講者についても、出席率が80%以上の支給単位期間(1か月単位)があれば、その期間については受講者として取り扱います。
- ▶ **2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものとして出席日数の算定に加えます。ただし、2分の1以上に相当する部分を受講していない日については、その理由にかかわらず欠席扱いとなります。**

# (b) 付加奨励金について

## 支給要件

求職者支援訓練の「**実践コース**」を実施して「(a)基本奨励金」を受給し、かつ、その訓練の修了者などの就職実績（＝就職率）が一定水準以上である訓練実施機関に支給します。

※ただし、実践コースのうち「**震災特例コース**」の場合、付加奨励金は支給しませんのでご注意ください。

## 支給時期・支給額

付加奨励金は、訓練終了後、修了者などの就職実績を確認した後に支給します。

**支給額の算定式** 支給額は、以下の算定式により算出された金額の合計額です。

**はい**

受講者数（\*\*） × 就職実績に応じた単価 × 支給単位期間数

- ・就職率60%以上 …………… 2万円
- ・就職率35%以上60%未満 …………… 1万円

**いいえ**

受講者数（\*\*） × 就職実績に応じた単価 × 訓練実施日数

- ・就職率60%以上…………… 1,000円（上限2万円）
- ・就職率35%以上60%未満…………… 500円（上限1万円）

### （\*\*）付加奨励金における受講者数

- ▶ ここでいう「受講者数」とは、訓練の修了者数と就職を理由とした中途退校者数の合計数です。  
訓練終了日まで受講したが修了しなかった者、就職以外の理由による中途退校者は含みません。

**就職率の算定式** 
$$\frac{\text{訓練修了者のうち就職した者}（※2） + \text{就職を理由とした中途退校者}}{\text{訓練修了者} + \text{就職を理由とした中途退校者}} \quad （※1）$$

（※1）平成28年4月1日開講コースからは、訓練終了日において65歳以上の者の数を分母および分子から除外して就職率を算定します。

（※2）「就職した」とは、訓練が終了した日から起算して3か月（※3）を経過する日までに下記となった場合をいいます。

- ・雇用保険の一般被保険者（短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者は対象外）
- ・労働者を雇用する事業主（雇用保険の適用事業の事業主）

（※3）令和2年1月1日以降に開講する訓練コースについては、訓練が終了した日の翌日から起算して3か月。

### ○自社等就職（※4）の場合

令和元年10月1日以降に開講するコースに係る付加奨励金の支給申請からは、雇用保険適用の見込みがある労働条件（週20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる）で自社等就職した者の労働条件及び2か月間の勤務実態が分かる書類（労働条件通知書（写）や出勤簿（写）、賃金台帳（写）等）を提出していただき、（提出がなされない場合付加奨励金の支給に係る就職率の算定において「就職した者」として算定しません）当該書類を確認の上、労働局にて「就職した者」に該当するかどうか判断することとなります。なお、勤務実態について、週労働時間が20時間以上あるかどうか確認することとなりますが、確認の結果、週労働時間が20時間未満の場合は、付加奨励金の支給に係る就職率の算定において「就職した者」として算定しません。ただし、事業主等の関与によらずやむを得ない理由で20時間未満となってしまった場合は「就職した者」として算定するものとしますが、当該理由について証明していただく必要があります。

（※4）自社等就職とは、訓練受講者を訓練実施機関自ら、又は訓練実施機関の関連事業主（訓練実施機関と資本的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主をいう。）に雇い入れる場合をいいます。なお、訓練実施機関と関連事業主の両者間に実質的な一体性が認められる状況は、以下のいずれかの要件に該当する場合とします。

- 1 資本金の50%を超えて出資していること。
- 2 取締役会の構成員について次のいずれかに該当すること。
  - （1）代表者が同一人物であること（個人事業主である場合も含む）。
  - （2）取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること。

# (c) 保育奨励金について

## 支給要件

訓練期間中（基礎および実践コース）に託児サービスの提供を行った訓練実施機関に支給します。

## 支給時期・支給額

- ・保育奨励金は、「(a)基本奨励金」の「基本奨励金支給対象期間」ごとに支給します。訓練実施機関が希望する場合は、訓練終了後の一括支給も可能です。
- ・支給額は、「(a)基本奨励金」の支給対象期間内に、実際に託児サービスの提供に要した経費の合計額です。ただし、**支給単位期間ごとに「子1人につき6万6千円を上限」と**します。

## 支給申請の流れ

### ① 求職者支援訓練の適切な実施（2か月間から6か月間まで※）

※実践コースのうち震災特例コースは、1か月以内。

### ② (a) 基本奨励金 および (c) 保育奨励金の支給申請

#### 【3か月ごとの申請の場合】

- ・訓練開始日から3か月経過ごと、**3か月を経過する応当日から起算して1か月以内（=訓練開始日から4か月以内および7か月以内※）**に申請してください。

※ 同一の訓練で2回目の支給を受けようとする場合で、訓練の残りの実施期間が3か月未満のときは、「7か月以内」ではなく、「**訓練終了日の翌日から起算して1か月以内**」に申請してください。

#### 【一括申請の場合】

- ・訓練を適切に終了させた訓練実施機関が希望する場合、**訓練終了後、訓練終了日の翌日から起算して1か月以内**に申請することにより、一括申請することもできます。

（例）4月1日開講の3か月訓練（訓練終了日が6月30日）の場合、申請期限は7月31日となります。

#### 支給申請に必要な書類

- ① 認定職業訓練実施基本奨励金(保育奨励金)支給申請書（様式A-31）
- ② 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書（様式A-21）※<sup>1</sup>の写し
- ③ 受講者出欠報告書（様式A-32）および訓練実施機関で保管している出席簿の写し
- ④ 訓練カリキュラム（様式A-9）※<sup>2</sup>

以下⑤⑥の書類は、(c) 保育奨励金を申請する場合にのみ必要となります。

- ⑤ 託児サービス提供機関としての要件を確認できる書類 ※<sup>3</sup>
- ⑥ 託児サービスに要した経費の額を証明できる書類

※ 1…（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行した通知書

※ 2… 求職者支援訓練の認定申請時に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出した訓練カリキュラム

※ 3… 求職者支援訓練の認定申請時に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出した認可証等

提出

管轄労働局

審査、通知

### ③ (b) 付加奨励金の支給申請

・ **訓練終了日の翌日から起算して4か月以内**に申請してください。

(例) 4月1日開講の3か月訓練(訓練終了日が6月30日)の場合、申請期限は10月31日となります。

#### 支給申請に必要な書類

- ① 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書(様式A-33)
- ② 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書(様式A-21)※<sup>4</sup>の写し
- ③ 基本奨励金支給決定通知書(様式A-35)※<sup>5</sup>の写し(複数回支給されている場合は全て)
- ④ 認定職業訓練に係る就職状況報告書※<sup>6</sup>の写し(様式A-15)、訓練修了者等が訓練実施機関に提出した就職状況報告書※<sup>7</sup>(様式A-14)の写し
- ⑤ 認定職業訓練就職者名簿(様式A-34)

**※自社等就職の場合、①～⑤の書類の他に、下記⑥、⑦の書類についても、訓練終了日の翌日から起算して6か月以内に追加で提出していただく必要があります(令和元年10月1日以降に開講するコースに係る付加奨励金支給申請より適用する)。**

- ⑥ 雇用した者の労働条件が分かる書類(労働条件通知書(写)、雇用契約書(写)等)
- ⑦ 雇用した者の勤務実態が分かる書類(雇入れから2か月間の勤務実態が分かるもの出勤簿(写)、賃金台帳(写)等)

※<sup>4</sup>…(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行した通知書

※<sup>5</sup>…労働局が発行した通知書

※<sup>6</sup>…訓練終了後に(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出する報告書

※<sup>7</sup>…就職を理由とした中途退校者の報告書も含む。

**申請書提出後に、終了日から起算して3か月以内に就職した者から就職状況報告を追加回収できたなどの理由により、申請書の記入内容の修正を希望する場合、申請期限内であれば修正が可能です。**

注1) 訓練終了後4～6か月を経過した日の時点で、雇用保険の適用状況を労働局で確認します。そこで確定した情報をもとに就職率を計算し、支給決定をします。このため、支給申請額と支給額が異なる場合があること、支給は訓練終了後4～6か月経過日よりあとになることを、あらかじめご了承ください。

注2) 自社等就職の場合、上記確認に加え、⑥、⑦の書類で労働条件及び勤務実態を確認した上で就職率を計算し、支給決定を行います。⑥、⑦の書類を提出できない場合、付加奨励金の支給に係る就職率の算定において「就職した者」として算定しません。

また、勤務実態について、週労働時間が20時間以上あるかどうか確認しますが、事業主等の関与によらず、やむを得ない理由で20時間未満となってしまった場合は、当該理由について証明していただく必要があります(令和元年10月1日以降に開講するコースに係る付加奨励金支給申請より適用する)。

なお、⑥、⑦の書類については、自社等就職ではあるが、付加奨励金支給に係る雇用保険適用就職率の算定において就職した者として申請しない場合は、提出する必要はありません。

提出

管轄労働局

審査、通知

▶ 各種申請書は、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

([http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha\\_shien/shoureikin.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html))